

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャリティーサンタ（以下「本会」）の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本会が報酬を支払うことができる役員は、定款第条13条1項に定める理事および監事をいう。

(理事の報酬)

第3条 役員に対しては、総会の決議で定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用は、本会旅費・経費規程に準じて弁償することができる。

(報酬の額の決定)

第5条 理事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

2 監事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議で決定するものとする。

(任期の途中での就任および退任等)

第6条 任期の途中において新たに就任した役員に対し、報酬を支払うことができる役員には、就任した日から報酬を支払うことができる。

2 報酬を支払うことができる役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支払うものとする。

3 報酬を支払うことができる役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支払うものとする。

第7条（適用除外） 本会の事業の一部を兼務する役員の当該兼務業務については、この規程は適用しない。

第8条（改正等） この規程の制定及び改廃は、理事会が決定し、総会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、2024年8月1日に遡及して適用する。

2025 年5月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第81条（給与等）に基づき、従業員の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条（従業員の種類）に定める正規従業員（以下「従業員」という）に適用する。正規従業員以外の者については個別契約書により定める。

(賃金の原則)

第3条 賃金とは、従業員の労働の代償として支払われるものをいう。したがって、従業員が労働しないときは別段の定めによる場合のほかは賃金を支払わない。法定労働時間を超える労働については、指揮命令をした時のみ、割増賃金を支払う。

(賃金等の構成)

第4条 この規程で賃金とは、次に掲げるものをいう。

①基準内賃金

- (1) 基本給
- (2) 通信手当
- (3) 在宅手当
- (4) 出張手当

②基準外賃金

- (1) 時間外労働手当
- (2) 休日労働手当
- (3) 深夜労働手当

- 2 前項に定める基準内賃金とは割増賃金の計算の基礎とし、基準外賃金は割増賃金の計算の基礎としない賃金とする。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は、全額通貨で直接従業員に支払う。ただし、従業員本人の同意を得た場合は、所定の手続を経て、本人の預貯金口座への振込みによって支払う。

(賃金の控除)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものを賃金から控除する。

- ①源泉所得税
- ②住民税（市町村民税及び都道府県民税）
- ③雇用保険及び社会保険の保険料の被保険者負担分
- ④賃金からの控除について、従業員の過半数代表者と協定したもの

- 2 休職期間中など、支払われる賃金の総額が控除すべき金銭の金額を下回る場合、従業員はその差額について控除すべき月の末日までに、法人に支払わなければならない。

- 3 前項の支払いについて、原則として会社が指定する銀行口座に振込むこととする。なお、振込手数料は従業員が負担する。

第2章 賃 金

第1節 総 則

（賃金締切り日及び支払日）

第7条 月例賃金は、（臨時に支払われるものを除く。）は、当月 21 日から起算し翌月 20 日に締切って計算し、翌月 5 日に支払う。（支払日が休日の場合は、その前日に支払う。）

2 第1項の定めにかかわらず、従業員の死亡、退職、解雇のとき本人（本人が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日以前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

3 賃金締切り期間における賃金の総額に円未満の端数が生じた場合には、円単位に切上げる。

（休職中の賃金）

第8条 社員が就業規則第 17 条に定める休職を命ぜられた場合は、休職期間中の賃金は支払わない。

（休暇休業等の賃金）

第9条 年次有給休暇、就業規則第 57 条（特別休暇）及び第 58 条（通院等に対する特別休暇）に定める休暇期間中並びに育児・介護休業規程による休暇等は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2 次の休暇及び休業期間は無給とする。

①産前産後休業

②育児・介護休業規程による休業

③育児時間

④生理休暇の日又は時間

⑤裁判員休暇

⑥ボランティア休暇

⑦公民権行使の時間

⑧就業規則第 17 条（休職期間とその取扱い）に定める休職期間

（欠勤、又は計算期間中の途中の入退社等の扱い）

第10条 欠勤、又は計算期間中の途中の入退社等については、原則として1日の賃金額に欠勤、又は計算期間中の途中の入退社による不就労日数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、一賃金計算期間において不就労日数が5日間を超えた場合は、控除せず、実際の就労日数相当額を計算し支払う。

①欠勤・計算期間中の途中の入退社等の控除額

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

②不就労日数が5日間を超える場合の支給額

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働日数}} \times \text{就労日数}$$

第2節 基 本 給

(基本給)

第11条 基本給は、本人の能力、技術、経験及び年齢等を総合考慮の上、月額で定める。

(賃金改定)

第12条 賃金改定(昇給・降給)は会社の業績等をも勘案して原則として毎年4月に行う。ただし、特別に必要な場合は、臨時に賃金改定を行うことがある。

- 2 在籍1年未満の者の賃金改定は、行わない。

第3節 手 当

(通信手当)

第13条 通信手当は、法人から携帯電話の支給がないものに対して、通信費の補助として月額2,000円支払う。

(在宅手当)

第14条 在宅手当は、在宅勤務する者に対して、通信光熱費の補助として月額3,000円支払う。

- 2 在宅手当は、届出をした月から支給事由が消滅した月まで支払うものとする。
- 3 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により在宅手当を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

(出張手当)

第15条 出張手当は、宿泊を伴う出張に対して、1泊につき2,000円支払う。

- 2 不正の届出により出張手当を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

(時間外労働等手当)

第16条 1日の実働8時間又は1週実働40時間を超えて労働した場合、及び1週間に1日の法定休日に労働した場合、並びに深夜(午後10時から午前5時)に渡って労働した場合には、時間外労働等手当を支払う。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1)時間外労働 | 時間給の125% |
| (2)休日労働 | 時間給の135% |
| (3)深夜労働 | 時間給の125% |
| (4)時間外労働が深夜に及んだ場合 | 時間給の150% |
| (5)休日労働が深夜に及んだ場合 | 時間給の160% |

- 2 第1項の時間給は、次の計算方法による。

(基本給+通信手当+在宅手当+出張手当)÷1か月平均所定労働時間

(時間計算)

第17条 前条における時間外労働手当の計算にあたっての時間数の計算は、賃金計算期間における時間外労働(早出、残業)及び所定休日勤務のそれぞれの時間数を合計する。

- 2 法定休日に勤務した場合には、その時間については別途に計算する。

第3章 休業手当等

(休業手当等)

第18条 従業員が業務上の傷病により休業した時には、3日以内は法人が支給し、4日以上に及ぶ場合はその期間について賃金の支払いを停止し、労働者災害補償保険法による給付を申請するものとする。

2 通勤災害における休業の場合は、その日から（帰宅途中の場合は、その翌日から）賃金の支払いを停止し、労働者災害保険法の給付を申請するものとする。

3 法人の責めに帰すべき事由により、法人が従業員を休業させた場合には、民法第536条第2項の適用を排除し、賃金を支払わない。ただし、この場合、労働基準法第26条に定める平均賃金の100分の60の休業手当のみを支払うものとする。

第4章 雑 則

(給与等の返還)

第19条 虚偽の届出、怠慢などにより不正の支払を受けた者には、既に支払を受けた給与のうち、不当な部分を返還させるものとする。

附 則

令和 7年 8月 1日 施行

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ	事業年度	2024年6月1日～ 2025年 5月31日
-----	--------------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	183,600 円
サポーター会員受取会費	14,785,500 円
受取寄附金	105,188,030 円
受取民間助成金	34,370,714 円
事業収益	14,738,755 円
受取利息	71,768 円
雑収入	452,545 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	169,790,912 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		28,960,000 円	助成金
		1,000,000 円	協賛金
		1,000,000 円	協賛金
		500,000 円	協賛金
		200,000 円	協賛金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		31,294,450 円	書籍代
		12,538,572 円	ケーキ代
		7,216,000 円	役員報酬
		6,864,000 円	倉庫代
		5,986,787 円	給与

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			報酬	2024-06-01～ 2025-05-31	7,216,000円
			給与	2024-06-01～ 2025-05-31	5,986,787円
			給与	2024-06-01～ 2025-05-31	3,564,826円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2024年 6月 1日 ～ 2025年 5月 31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
15人	36,726,165円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2024-07-11	SMD(サンタマザーズドリーム)事業業務委託費	971,057 円
2024-07-18	サンタ活動におけるボランティアが使用する衣装製作費	85,061 円
2024-11-05	SMD 商品仕入れ代	999,099 円
2024-11-22	サンタ活動におけるボランティアが使用する衣装製作費	630,033 円
2025-05-02	SMD 商品仕入れ代	1,000,000 円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						○	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
③	2024年6月1日～2025年5月31日	7人	0人	0%	2人	28.5% 33.3%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑧	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		③	④	⑤	⑥	⑦	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

[illegible]

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（free）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（free）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
給与台帳	給与計算ソフト （フリーウェイ）使用 データ保管	随時	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人チャリティーサンタ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
二	暴力団の構成員等の有無	無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
---	-----------------------------------	-----

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
---	---------------------------	-----

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
---	---	-----

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ